

令和6年4月



# よくある質問 Q & A集

牧之原畑地総合整備土地改良区

## Q 1 畑地かんがい事業とはどんな事業ですか？

**A 1** 牧之原地区の畑地かんがい事業は、国土交通省が建設した長島ダム(S52～H14)の貯水を水源に、農林水産省による国営牧之原農業水利事業(S53～H9)で建設した川口取水工から取水し、牧之原揚水機場に導水、ポンプアップしてパイプラインで掛川市から御前崎市まで配水しています。

その後は、県営畑地帯総合整備事業(S48～H25)で概ね20ha毎にファームポンドを230箇所建設し、ポンプを設置して給水栓やスプリンクラーを使い防除やかん水などに用水を使用することができます。詳細は別紙「牧之原畑地かんがい事業の概要」を参照してください。

## Q 2 牧之原畑地総合整備土地改良区はどんな組織ですか？

**A 2** 土地改良区は農業水利施設などの各種土地改良事業を実施することを目的として土地改良法に基づいて設立する公法人です。牧之原畑地総合整備土地改良区は、牧之原台地の茶園と一部普通畑の約5,000haを受益地に、約9,200人が組合員で、農業水利施設を管理する土地改良区です。

詳細は別紙「牧之原畑地総合整備土地改良区の概要」を参照してください。

## Q 3 水土里ネットと土地改良区の違いはなんですか？

**A 3** 水土里（みどり）ネットは土地改良区の愛称です。

水土里の水は農業用水を、土は農地を、里は農村や農村環境を意味しています。ネットは、農村や農家、地域、組織とのつながりを意味しており、水土里に地域の名称を加えた土地改良区の愛称となっています。牧之原畑地総合整備土地改良区は「水土里ネット牧之原」と称しています。

## Q 4 賦課金とは何ですか？

**A 4** 賦課金とは、土地改良区が行う農業用水利施設の維持管理や、施設の補修や整備、更新に伴う補助事業地元負担金を関係する組合員が負担するお金のことです。  
 牧之原畑地総合整備土地改良区では、次の賦課金を徴収しています。  
 管理賦課金・・・農業用水利施設(国営施設からファームポンド流入まで)の維持管理費等  
 特別賦課金・・・事業実施地区の地元負担金、償還金等  
 ※いずれも土地改良区と用水組合で徴収委任契約を締結して徴収を用水組合に委任しています。

## Q 5 土地改良区の賦課面積は何の面積を使っているのですか？

**A 5** 土地改良区の賦課面積は、原則(※)法務局の登記簿地積を使用しています。なお、一筆のうち一部が畑となっている場合は、組合員からの申出により現地を確認のうえ畑部分の面積に変更しています。受益地を売買した場合(公共事業用地を含む)や耕作権の移動があったときには、組合員の届け出(組合委員資格得喪通知書)ることにより変更されますので、移動があった場合は、それらを土地改良区に届け出る義務があります。※掛川地区は、地籍調査が終わっていないので、図上測定面積を使用しています。

## Q 6 賦課金を払わなかったらどうなりますか？

**A 6** 賦課金が未納の場合は、土地改良区から組合員への賦課金通知書の受領をもとに、納入の督促措置(督促書、催告書を発送)を行います。それでも納入がない場合は、財産を差し押さえるなどの滞納処分を行いますので、納期内に納入をお願いします。なお、組合員への賦課金通知書の取扱いについては、事前に土地改良区へご相談ください。

**Q7 耕作放棄地になっていますが、賦課金を払わないといけませんか？**

**A7** 耕作者のいない農地については、土地改良法に基づき土地所有者が組合員となり、所有者に賦課金の納入を求めます。  
土地改良区の地区内に農地（地目が畑）として残っている限りは、土地改良法や土地改良区定款の定めにより、「耕作をしている、していない」、「用水を使用している、していない」によって判断するものではなく、土地に対して賦課金をお支払いいただく義務があります。

**Q8 農業は継いでいないので、賦課金の支払いを辞めたいのですが。**

**A8** 賦課金は、土地の所有者又は耕作者のうち、受益地の組合員となっている方から徴収しています。農業を継いでおらず耕作者が別にいる場合は、対象地の組合員名義を土地所有者から耕作者へ変更できます。  
変更は、両者合意のうえ、土地改良区まで組合員の移動を届け出（組合員資格得喪通知書）てください。耕作者がいない場合は、土地の所有者に納入の義務があります。

**Q9 用水を使用していないので管理賦課金、組合費を減免できませんか？**

**A9** 土地改良区からの管理賦課金は、面積割と受益度割の2つの構成で、面積割は用水利用の有無に関わらず全受益地に一律の単価となっているので、減免措置はありません。一方、受益度割は、工区の3年平均使用水量により計算され、給水栓(第2ステージ)、スプリンクラー(第3ステージ)に賦課されますので、年度別に利用度に応じた工区毎の単価になりますが、用水利用の有無によって減免することはありません。

## Q10 所有者が不明な土地に対する賦課金はどうなりますか？

**A10** 所有者が不明な土地については、用水組合からの申出により、その事実を確認のうえ、総代会の議決をもって賦課保留の措置を行っています。  
 なお、新たに所有者又は耕作者が判明したときは、その所有者又は耕作者に対し賦課を再開いたします。

## Q11 相続を放棄したときの賦課金はどうなりますか？

**A11** 相続を放棄され、相続人がいない土地については、賦課の対象となる組合員がいないため、家庭裁判所に相続財産清算人の選任を申し立てた上で、相続財産管理人に対し未納賦課金等を請求いたします。  
 また、相続を放棄された土地であっても土地改良区の事業の利益を受けないことが明らかであるとは言えないため、受益地からの地区除外をすることはできません。

## Q12 用水組合で賦課金が徴収できない人がいるときはどうすればいいですか？

**A12** まずは、土地改良区までその状況をお知らせください。土地改良区では、用水組合役員から状況をお伺いし、資料の提供や、当人への説明に同行するなど用水組合役員と協力して徴収業務への対応を図ります。  
 なお、納入期限がありますので、土地改良区への相談はお早めをお願いします。

**Q13 農地バンクへ農地を貸し出しましたが何か手続きが必要ですか？**

**A13** 土地改良区の賦課金は、農地の所有者もしくは耕作者のいずれかに負担していただくことになっています。農地バンクとの農地の賃借契約にあたっては、賦課金の負担者（出し手か受け手か）を明確にさせていただくことが必要です。  
 現在土地改良区の組合員は土地の所有者とし、所有者に賦課金通知書を発付していますので、借受者（耕作者）が賦課金を支払う場合には、「組合員資格得喪通知書」の提出をお願いいたします。

**Q14 畑を売買したいのですが手続きが必要ですか？**

**A14** 組合員の異動届けを土地改良区まで提出ください。  
 農業委員会に届けられても、土地改良区へ届け出（組合員資格得喪通知書）がない場合は、従前者へ賦課されますのでご注意ください。  
 組合員資格得喪通知書は、ホームページからダウンロードできます。

**Q15 畑を宅地にしたいのですが、どうすればいいですか？**

**A15** 農地を転用する場合は、市が行う農振農用地区域(青地)を除外する手続の後、市農業委員会による農地法の許可が必要です。  
 土地改良区には、農業委員会への申請前に用水組合の同意を得て「農地転用等通知書(改良区様式)」を提出し、当該受益地に係る決済金を納めていただく必要があります。  
 手続き後土地改良区から「意見書」を交付しますので、農業委員会へ提出してください。

**Q16 耕作放棄地を受益地から除外するにはどうすればいいですか？**

**A16** 牧之原畑地総合整備土地改良区では、市農業委員会が「非農地」として認める場合には、宅地への農地転用と同様な扱いをしており、必要な決済金の納入を納めていただき受益地から除外しています。

なお、農地転用の手続同様に関係する用水組合の同意が前提となります。

また、市農業委員会が非農地として認めない場合は、耕作放棄地となっても受益地であり、賦課金を納入する義務があります。

**Q17 大雨により土砂崩れで畑が使えなくなりましたが、除外できますか？**

**A17** 土砂災害で農地が潰れたときは、災害復旧事業で農地を復旧することができますが、復旧されていない農地となったときは、関係する市の農業委員会において非農地証明を受けることで、宅地への農地転用と同様に、関係の用水組合の同意を得て、「農地転用等通知書(改良区様式)」の提出、決済金の納入により除外手続を行うことが可能です。

**Q18 決済金の単価は10aあたりいくらですか？**

**A18** 農地転用等決済金の単価は、毎年度異なり、総代会の議決により決定します。単価は工区毎のステージ別に設定しており、県営畑総事業の借入残高により異なります。

令和5年度の借入金残高のない工区では、71,600円/10a～73,100円/10aとなっています。  
決済金単価の詳細は、土地改良区までお問い合わせください。

### Q19 畑地用水組合とは何ですか？

**A19** 畑地用水組合は、ファームポンド毎に関係する組合員によりファームポンド以降の農業水利施設の管理するために組織された任意組合で、維持管理のほか、賦課金の徴収、用水の有効利用も用水組合が行っています。  
現在、用水組合は212組合が組織されています。  
施設の管理区分は、別紙「牧之原畑地総合整備土地改良区の概要」を参照してください。

### Q20 畑地用水組合の組合費とは何ですか？

**A20** Q19の畑地用水組合は、組合が管理する農業水利施設の維持管理費(電気代や運営費等)に充てるため用水組合の組合員から、面積等に応じて組合費を徴収しています。  
なお、土地改良区からの賦課金を組合費に加算し、一括して負担する方法となっています。

### Q21 非農家となり用水を使用していないので、畑地用水組合を脱退できますか？

**A21** 「もう耕作をしないから、用水は使わない」「農家をやめたからもう関係ない」では畑地用水組合は、困ってしまいます。なぜなら、畑地用水組合は、土地改良事業で造成された「農業水利施設」の維持管理や、用水利用の運営のために組織され、設立当時の面積や耕作者全体で費用や労務の負担を分担しています。畑地用水組合からの脱退を認めていけば、組合員として残る農家へ費用や労務の負担が増えてしまうことから、残った組合員だけにその負担を負わせることがないよう公平性を保つことが重要です。どのように公平性を保つかは、畑地用水組合の考え方で決めています。

**Q22 用水組合の組合員、農家が減ってきて運営が難しくなっていますが、どうすればいいですか？**

A22

土地改良区としても土地持ち非農家が増加し、組合の運営に支障を来していることは承知をしているところです。

土地改良区の組合員資格は、非農家となっても継続しており、残る農家への作業や金銭的な負担が増えることから、土地持ち非農家であってもこれまでどおり組合運営に協力いただくよう理解を求めていると考えています。

なお、土地持ち非農家には固定的な経費のみ負担いただくなど、組合費の在り方を検討していただくのも一つの方法かと思えます。

その上で、経費的、労力的な支援の事業として「多面的機能交付金」により、これまで組合で行ってきたファームポンド敷地の草刈り作業などに係る経費にも充てることができ、この活動組織に地域の自治会組織などに参加してもらうことも検討してみてください。

また、近隣の用水組合と意見調整を行い、用水組合の統合に加えて、多面的機能交付金を活用した広域活動組織にすることで、効率的な運営をすることも将来的に希望を持てる方法と考えます。

これらの取組について、要望がある場合は、市役所担当課へお問い合わせください。

**Q23 ファームポンドの堤頂部や敷地に太陽光発電設備を設置して、用水組合の維持管理費を軽減することができますか？**

A23

県営畑総事業で造成された土地改良財産は、静岡県から土地改良区が財産を譲り受け、土地改良区の財産となっています。土地改良区が土地改良法に基づく土地改良事業の附帯事業として再生可能エネルギー事業に取り組むことになるので、売電収入の取扱い等は土地改良区が受けることとなります。その他、敷地や構造物の空きスペースを他目的使用として貸し出す方法でも、財産を所有する土地改良区へ収入することとなります。売電収入を維持管理費に充てることで、管理賦課金の低減が可能であると考えられますが、費用対効果を検討の上での判断となります。

**Q24 給水栓やスプリンクラー施設を使用しなくなった場合、施設はどうすればいいですか？**

**A24**

使用しなくなった給水栓やスプリンクラーを用途廃止する場合には、施設の用途廃止手続が必要となりますが、施設は共有施設になっているものもありますので、共同利用者の承諾を得た上で手続きを行ってください。

また、施設の用途廃止については、事前に用水組合の了承を得ていただき、用途廃止に関する書類は、用水組合名で土地改良区へと提出していただくこととなります。

なお、県営畑地帯総合整備事業により施工された給水栓やスプリンクラー施設については、国や県などの補助金が投入されていますので、耐用年数を迎えていない施設を用途廃止する場合には、補助金返還の対象となりますので、ご注意ください。

用途廃止したスプリンクラー施設などについては、補修用の部材として用水組合で保管いただくよう、お願いします。

**Q25 新たに畑を借り受けました。用水組合の組合員となって給水栓やスプリンクラーが使えますか？**

**A25**

給水栓やスプリンクラーなどの施設については、施工当時、所有者又は耕作者の要望を聞き取り、造成されています。

そのため、畑ごとに施設の利用形態（給水スタンド、給水栓、スプリンクラー）が異なっておりますので、施設の利用に当たっては事前に用水組合へと確認を行ってください。

なお、水利用については、輪番制を採用している用水組合もありますので、用水組合のルールに従い、水利用を行うようお願いいたします。

また、用水組合では、造成された施設の維持管理や電力料金などの費用負担のため、用水組合ごとに定められた組合費を徴収していますので、併せて確認をお願いいたします。

### Q26 多面的機能支払交付金とは、どのような制度か？

A26

多面的機能支払交付金制度は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する制度です。

また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押ししています。

【制度概要】 [農林水産省ホームページ](#) [多面的機能支払交付金](#) 参照

◇農地維持支払 畑:2,000円/10a

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、機械借上げ代、燃料費、作業日当。・スコップ、軍手などの購入費。
- ・事務用品、保険料。
- ・活動に必要なお弁当、お茶代。

◇資源向上支払（共同活動1,440円/10a +長寿命化2,000円/10a）

- ・非農家団体と保全活動
- ・道路の舗装、水路・水門の更新など。
- ・施設の長寿命化工事費（200万円まで）、材料費。

※ポンプ及び附帯施設の軽微な整備にも有効です。農家負担の軽減に繋がります。

### Q27 多面的機能支払交付金に伴う活動組織は管内にはいくつありますか？

A27

令和6年1月現在、牧之原地区管内で24の活動組織が取り組んでおり、概ね1,500ha、受益地の約30%を占めています。活動組織により活動内容は様々ですが、農地維持活動のほか、資源向上(長寿命化)も併せ行い、農業水利施設の軽微な修繕を行うことができます。管内の事例集を作成していますので、必要な場合は土地改良区へお問い合わせください。